

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年10月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	池神哲子君
	清水正二君		米山昇君
	坂本一之君		山本英俊君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	斉藤芳夫君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	武川訓君	都市計画課長	飯室崇君
まちづくり 推進係長	坂本一彦君	農林振興課長	興石春樹君
農林土木係長	寺島信君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	山岡広司
書記	石原大助	書記	松井恵美

内容

1 甲斐市景観条例（案）の概要について

- 2 溜池調査結果及びハザードマップの公表について
- 3 その他

開会 午後 1時27分

○委員長（赤澤 厚君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（赤澤 厚君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

また、質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

なお、傍聴議員の質疑は、さきに申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、これより次第3の内容に入ります。

1番、甲斐市景観条例（案）の概要について、担当より説明をお願いいたします。

飯室都市計画課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） どうもお疲れさまでございます。また、一昨日は塩崎駅の竣工式にご列席いただきまして、まことにありがとうございました。

本日ご説明いたしますのは、甲斐市景観条例の（案）の概要についてでございます。この景観計画につきましては、6月の本委員会におきましてご説明をさせていただいたところでございますが、その計画に基づいて、いよいよ今度条例を制定するというふうな運びになりましたので、その概要について本日説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

まず、制定の目的でございますけれども、平成16年に国で景観法という法律ができて、それに基づき、良好な景観の保全・形成を図るため、甲斐市景観計画を策定し、景観形成の理念や目的、景観形成の方針、土地の開発や建築物の行為に関する一定のルール、実現に向けた取り組みなどを定めた条例を制定することで、景観に関する市民、事業者、行政などの協働の指針をつくるということを目的に制定を考えているところでございます。

2番目といたしまして、取り組みの経過でございますが、そこにございますように、平成

23年7月1日に甲斐市も景観行政団体となったところでございます。同年8月から9月におきましては、景観に関する市民アンケート調査を実施いたしました。また、同年10月、まちづくり市民講演会を開催し、11月にはまちづくり市民懇談会、33名の委員さんによりまして懇談会を開催したところでございます。

翌年、平成24年10月13日に景観まちづくりシンポジウムを開催いたしまして、そのときに景観まちづくり市民プランというふうなものをこの懇談会から提出をいただきました。

平成25年5月20日には、甲斐市景観計画策定に伴う研修会というふうなことで、研修会を開催してございます。

平成24年10月、策定委員会を設置いたしましたところでございます。

平成26年5月から6月にかけて、景観計画の素案のパブリックコメントを実施いたしました。また、同じく6月には本委員会へ景観計画の素案の内容の説明をさせていただいたところでございます。また、6月26日には都市計画審議会を開催いたしまして、そこへ景観計画の素案の内容説明をいたしました。7月に、3日間でございますが、竜王、敷島、双葉、各地区ごとに住民の説明会を開催し、住民の方からもご意見等をいただいたところでございます。

あと、3番以下、景観計画の素案に対する意見と対応、条例案の骨子、今後の進め方につきましては担当の坂本係長のほうからご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 大変ご苦労さまです。

それでは、課長の説明に続きまして、資料のほうに基づいて説明させていただきます。

資料の3番、景観計画の素案に対する意見と対応のところから説明させていただきます。

6月5日の常任委員会の後、おおむね2週間ということで、委員さん方からもご意見をいただきたいということでお願いいたしました。そこで、書面で正式にいただきました意見、こちらにあります意見でありました。

意見の概要につきまして、景観計画の策定は将来どうするかがテーマである。しかし、市内には廃屋、壊れたビニールハウス、古ぼけた看板など景観にふさわしくないものがある。こうしたものに対してもどう処理、対応していくのか記述してもらいたいという内容でした。

これに対しまして、今回の計画、また条例案の中にどのように対応するかということで、こちらの右側のほうにまとめさせていただきました。

廃屋などの問題は、市としても対応が必要であると考えています。景観計画の中では、廃

屋やビニールハウス、屋外広告物など、そこに示してありますが、それぞれのページで景観まちづくりの方針という中で景観の向上を図る取り組み項目として、それぞれ記述をさせていただいてあります。

景観法で規定する行為の制限という制度は、建築物や工作物を新たに建築するときに届け出をしてもらい、良好な景観形成を誘導していく制度であるために、既存の、既にそこにある建築物や工作物をコントロールしていくという制度にはなっておりません。

この廃屋等の問題については、関係する現行法令も多岐にわたることから、先進地の取り組み事例なども研究しながら、効果的な制度や施策を検討していきたいということで対応をまとめさせていただきました。

ですので、具体的に計画案、条例案のほうには、このことで特別変えたような点はございません。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

右のページ、3ページにかけまして、甲斐市景観計画条例（案）の骨子を一覧表でまとめさせていただきました。

第1章の総則から、3ページのほうにわたりますが第5章の支援、表彰まで、全部で5章38条の構成になっております。

この内容につきましては、繰り返しになりますが、6月の常任委員会で説明させていただきました景観計画（案）の内容から変更になっている部分はありませんので、この計画（案）の中で述べられていたものをそれぞれ条例案として明文化、条文化した内容になっております。

今回のこの条例の特徴ということになりますが、今回のこの景観条例は、景観法に基づいて定め、景観法と一体となって運用する委任条例の部分と、甲斐市の独自の景観まちづくりの取り組み等を定めた自主条例と2つが重なった構成になっております。大ざっぱに、大きくちょっと分けますと、2ページの第2章、良好な景観形成の推進という、この2章の部分が法で委任されている委任条例の部分になります。右側の3ページの第3章、市民等との協働による景観まちづくりの推進から第4章、第5章にかけてが自主条例的な部分となっております。

最初の第1章の総則部分につきましては、これはどの条例においても同じであります、条例制定の目的、用語の定義、基本理念、それぞれの責務という市のこの条例案に対する考え方を示した部分となっております。

なお、3 ページ、これは最後のところになりますが、その一覧表の最後、附則の1 番のところをごらんになっていただきたいと思います。

施行期日の欄がありますが、公布の日から施行すること。ただし、第2 章第2 節及び第3 節並びに第5 章（第36条に限る）の規定は平成27年4 月1 日から施行することについてとあります。この附則のところでこういう内容をうたうわけですが、この第2 章第2 節、第3 節は、右の2 ページでいいます14条のところ、届出を要する行為から、次の3 ページの27 条、景観重要樹木の所有者の管理義務まで、こちらの部分がこの2 節、3 節に当たるわけですが、これらについては27年4 月1 日から施行とするということで、その間に周知を図って、実際の届け出は4 月1 日から施行させてもらおうと。その前に、それ以外の部分については条例を先に先行して施行したいというふうな内容になっております。

この内容につきまして、資料3 ページの最後の5 番の今後の進め方のところでちょっと説明させていただきたいと思います。

この条例案につきましては、この後、来週になりますけれども、庁内の例規審査委員会というところに諮りまして条文の検討をさせていただきます。また、条例案としてのパブリックコメントというものを募集して、約1 カ月実施する予定でおります。この間に出されました意見等を最終的に議案として調製しまして、12月の定例会に提案する予定であります。12月の定例会でご審議、ご可決をいただいたところで、先ほど説明いたしました届け出等の部分を除いて公布をさせていただきたいと考えております。

これによりまして、第4 章の部分になりますが、景観審議会というものを立ち上げまして、この審議会に計画案を諮問し、答申を受け、計画案を成案としたところで、先ほどの届け出部分と含めまして、27年4 月1 日から実質的な景観の事務、届け出等がスタートするというふうな進めで行いたいと考えております。

以上が12月定例会に提案を予定しております条例案の概要であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 3 番の意見と対応ですが、これは先ほどの説明だと、委員からの意見ということでしたが、あと、ことしの5 月、6 月に素案に対するパブリックコメントを実施して、7 月に住民説明会を3 カ所やったという説明ありましたが、この際に出された意見と

いのですかね、どんなようなものがあったのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 先ほどの2番の取り組みの経緯のところでも説明をさせていただきましたが、5月から6月にパブリックコメントを実施いたしました。このときに意見の提出が3件ございました。3件のうち、これも大変大ざっぱな言い方で申しわけないですが、3件のうち2件については、自然を大事にした取り組みを進めてもらいたいというふうな内容の申し出でありました。

3件のうちの1件は、東京電力から、今回この甲斐市のほうで予定をしております鉄塔等の設置について、30メートルという規定をしておりますが、この点について簡略な審査方法、手続方法をお願いしたいというふうな、そういう意見等でありました。

この内容につきましては、パブリックコメントの実施結果ということでホームページのほうに記載をしておりますので、詳しくはそちらのほうをごらんになっていただきたいと思います。

以上であります。

○委員（米山 昇君） 住民説明会は。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 住民説明会も同様でありまして、具体的にこの計画案に対する、ここの項目でこうしていただきたいというふうな意見ではなく、やはり自然を大事にした取り組みを力を入れていただきたいというふうな意見が、主に双葉のほうと敷島のほうで行った説明会でそんな形で意見がありました。

以上であります。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、一番問題になるのは、いわゆる届け出をしなければならぬとか、景観に配慮するために規制があるわけですね。今、東電から30メートル以上のものは届け出が必要とかというようなことで、簡略にというような注文があったようですが、具体的には、この規制に対して、いや、これじゃ厳しいとかですね、もっとこうしてほしいとかというような意見はなかったと。自然を大切にというような全体的な意見が主で、具体的なものはなかったということによろしいですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） そのとおりで、具体的な、ここの地区をこうしてほしい、この部分の手続を、規制をこういうふうにと考えたらどうだというふうな、そういうもの

はありませんでした。できるだけ周知を図って、できるだけ広く取り組んでもらいたいというふうな、そういう推進の意見というものが多かったと思っております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） もう1点、来年の1月から、条例は4月から施行されるわけですが、1月から景観審議会というものを設置をしていきたいということのようですが、どんなような方を何人ぐらいで、今からのことですが、委嘱する予定なのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 年度の当初に、今年度、景観の審議会を立ち上げるといことで予算をいただいております。この予算の中では15人以内ということにしております。この15人につきましては、昨年までの策定委員を18名委嘱しておりましたので、この策定委員、専門の知識をお持ちの方、また、事業者の方、一般市民のそれぞれ団体の方というふうな方で構成をしておりましたが、同じような構成でそれぞれ委員の選出を行って、審議会という形で運営していきたいと考えております。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ほかに質疑がなければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市景観条例（案）の概要についてを終了いたします。

すみません、職員の入替えで暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○委員長（赤澤 厚君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、内容2番、溜池調査結果及びハザードマップの公表についてを議題とします。

それでは、農林振興課長より説明をお願いいたします。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） それでは、午前中に続いて大変ご苦労さまです。

資料の4ページをお願いいたします。

農林振興課から、溜池調査及びハザードマップ作成についてということで報告をさせていただきます。

まず、経緯でございます。

国においては、近年の大規模な地震や集中豪雨などにより、多くのため池が被災し、大きな被害が生じていることから、都道府県や市町村が主体となって、平成25年度、26年度の2カ年で全国のため池の一斉点検及び災害を想定したため池ハザードマップを作成することとなっております。

本市においては、平成25年度に市内に点在する10カ所の農業用ため池のうち、後沢溜池を除く市が管理をしているため池9カ所の点検及びため池ハザードマップを作成したところでございます。

なお、今後、点検結果をもとに改修計画を作成するとともに、万が一の災害でため池が決壊した場合、住民の皆さんがいかにか早く安全な場所に退避できるかが被害を少なくする最大のポイントとなることから、ため池のハザードマップの公表を行うものであります。

次に、甲斐市のため池ということで、甲斐市のため池は農業用ため池が10カ所あり、うち双葉地区が7カ所、敷島地区が3カ所で、敷島地区の後沢地区、矢木羽湖につきましては、施設の管理が山梨県で、水利管理が荒川沿岸水利組合となっております。

ハザードマップの活用についてでございますが、ハザードマップについては、災害によりため池が決壊した場合の被害範囲を図化したもので、被害範囲を想定することにより、発生時に安全な避難経路を確保するとともに、迅速に安全な場所に退避するための事前情報として住民に周知し、減災に役立てるものでございます。

避難行動についてということで、甲斐市では、全ての災害について甲斐市地域防災計画によるものとしてあり、今回のため池災害に限らず、避難等についての情報は市の防災情報により周知徹底されるものとなっております。想定されるもの、考えているものがサイレン、防災行政無線、広報車、消防団、自治会の放送等でございます。

今後の対応についてということで、点検結果をもとに、ため池周辺や下流域に住居や公共施設があり、災害時に人的被害が発生する可能性が高いため池を優先的に、順次詳細な調査

を行い、補強や改修により決壊等の災害防止に努めていく予定でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

甲斐市溜池調査結果表ということで、ため池の調査に当たりましては、山梨県土地改良事業団体連合会に委託し行ったものでございます。内容といたしましては、施設の概要の把握、周辺地域の施設の確認、ボーリング等による土質調査、外部有識者による耐震診断検討委員会での検討、国土地理院標高データを活用したハザードマップの作成を行ったものでございます。

それでは、調査結果について説明をさせていただきますが、総合判定の各内容については後ほど説明のほうをさせていただきますので、ご承知をお願いしたいと思います。

まず、1番の泉溜池でございます。地区は菖蒲沢地区、堤高の高さが実測で6メートル、貯水量は1万3,000立米でございます。受益面積が18ヘクタール。総合判定としまして、洪水吐の断面不足、堤体の沈下、堤体の損傷、取水施設の異常、地震時の安全率の不足ということで、所見につきましては、早急な改修が必要ということでございます。

2番目の三島溜池でございます。地区が駒沢区、堤高が6.9メートル、貯水量が1万立米、受益面積が5ヘクタール。総合判定としまして、地震時の安全率の不足、堤体の損傷、取水施設の異常ということで、やはり所見によりますと、これは詳細調査を行い改修が必要であると。

3番の竜地大溜池、地区は堅町区でございます。堤高の高さが4.7メートル、貯水量が2万9,000立米、受益面積が33ヘクタール。総合判定としまして、洪水吐の損傷、洪水吐断面不足、取水施設の異常、地震時点検基準不足、地震時の安全率の不足ということで、やはり所見はここにあるとおりですが、早急な対応が必要であると。

4番目の大久保溜池、地区は大久保区、堤高の高さが6.7メートル、貯水量が5,000立米、受益面積が10ヘクタール。総合判定としまして、地震時の点検の基準不足、堤体の損傷、取水施設の異常ということで、所見についても早急な対応が必要であるという内容です。

5番、新田溜池、地区が新田区、堤高については9.6メートル、貯水量が4万1,800立米、受益面積が33ヘクタール。地震時の安全率の不足、洪水吐断面不足、洪水吐の損傷、地震・豪雨時点検基準不足、余裕高の不足ということで、やはり所見としては、詳細調査を行い改修が必要という内容でございます。

6番目の伊豆の宮溜池、地区につきましては大袋区でございます。堤高については7.2メートル、貯水量は3万立米で、受益地が26ヘクタールです。総合判定としまして、地震時

の安全率の不足、洪水吐断面不足、堤体の沈下ということで、所見については、やはり詳細調査を行い改修が必要でございます。

7番目の久保入溜池でございます。やはり地区は大塚区で、堤高が8.8メートル、貯水量が1万5,000立米、受益面積が15ヘクタール。総合判定でございます、洪水吐の損傷、地震時の安全率の不足、堤体の損傷ということで、所見につきましては、詳細調査を行い改修が必要という内容です。

8番目の小川溜池でございます。地区は上福沢区、堤高が11.8メートル、貯水量が1万1,000立米、受益面積が30ヘクタール。総合判定として、洪水吐の損傷、地震・降雨時の点検基準不足、地震時の安全率の不足ということで、所見については、やはり詳細調査を行い改修が必要ということでございます。

9番目の釜の口溜池、地区は上福沢区でございます。堤高につきましては4.7メートル、貯水量が3,000立米、受益面積は30ヘクタールでございます。総合判定としまして、地震時の点検基準不足、余裕高の不足、細粒分の含有率の不足ということで、所見については、優先度は低いといえますけれども改修は必要というような内容でございます。

それでは、総合判定のですね、今いろんな項目、文言が出ていますけれども、まず、洪水吐の断面不足というものにつきましては、200年に一度の確率による降水量が現況の断面で流下可能かどうかというような判断をしたという状況です。

堤体の沈下につきましては、縦断測量の結果をもとに10センチ以下の沈下があるかどうかというような調査でございます。

堤体の損傷については、クラックとかはらみ出しとか浸食、水による洗掘などがされていないかというような調査でございます。

次に、取水施設の異常につきましては、破損とか管理上のふぐあい、施設として機能しているかどうかなどの点検でございます。

地震時の安全率の不足でございますが、測量による堤体断面及び土質試験の結果をもとに、堤体が地震時、震度5弱の基準の耐震性に耐えられるかどうかというものを調査しております。地震時の点検基準不足、ため池の形式、堤高とか貯水量、劣化の状況、下流の人家等について統計的に評価を行い、調査の必要性を判断した資料でございます。

地震・豪雨時の点検基準不足というものにつきましては、ため池の堤体の材料、堤高、老朽度、洪水吐、下流の人家等について統計的に評価を行い、調査の必要性を判断した指標でございます。

余裕高不足については、縦断測量の結果をもとに、堤頂標高とため池の最大水位との差が基準に適合しているかどうかという内容でございます。

細粒分含有率不足は、地震時に堤体の液状化を起こす可能性が高くなる堤体土中の粒径が0.075ミリ未満の占める割合が35%以下であるかどうかというような調査でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

甲斐市菖蒲沢の泉溜池のハザードマップということで、全ての9つのため池についてこのハザードマップがつくられております。

まず、マップの注意点ということで、この地図は甲斐市に影響を及ぼすと考えられるため池の堤防が決壊した場合に、住民の皆さんの避難に役立つように作成したものです。雨の降り方や地震の状況によって決壊箇所などの条件も異なりますので、浸水予想区域が実際と異なる場合もあります。また、大雨時にはため池以外に河川や水路などによる氾濫が発生することも十分に考えられます。このマップを見て、自分の家が浸水予想区域に入っていないからといって決して安心はできません。浸水予想区域にお住まいの方はもちろんのこと、それ以外の場所にお住まいの方についても、浸水に備えて事前に避難所や避難地、避難経路を確認しておきましょう。地図の浸水予想区域は、ため池の堤防が決壊した場合の最大浸水深で表示をしてありますということで、ため池の先ほど貯水量を報告させていただきましたが、その水量が一気に一度に全部流れ出した場合ということ想定しております。

そして、あくまでもこれは地震で決壊をしたということですから、豪雨等で雨が降っている場合には、これ以外に先ほど説明したように周りの水等が入りますので、もっとふえるんだろうなとは思いますが、あくまでもこのハザードマップについては地震を想定をしているという状況でございます。

下のほうへいきまして、浸水深ということで、甲斐市の9つのため池のこのハザードマップを見ていただければ、下から3つくらい、青色の一番深いところで浸水深が0.5メートルから3メートル、50センチくらいから3メートルくらいが最高に高い浸水の区域となっております。黄色い部分が0.2から0.5メートルということで、20センチから50センチ程度というような状況でございます。

なお、このハザードマップをつくるに当たっては、先ほど言ったように国土地理院の標高データを活用したシミュレーションをした結果がこういう状況になっているということでございまして、この地図の見方ですが、一番真ん中の上のほうに泉溜池とあります。ちょっとグレーでわかりづらいんですが、そこが決壊をしたときに、下のほうにある水色と黄色の部

分がずっと水が流れまして、約10分でこの場合だと中央道に達するというごさいますして、あと20分後にJ R、塩崎駅の辺ですかね、J Rに達するというごさいます、最終的には50分くらいにはラザウオークに達するというごさいますこと、シミュレーションの中ではこの水量が一気に流れ出した場合には、こういう形で、こういう時間で流れるんではないかというごさいます。

あと、1から9につきましては、全部説明をいたしません、ハザードマップの見方についてはこういう見方になります。

あと、今後、このハザードマップについては、市民のほうにホームページ等を通じた中で公表をしていきたいというごさいます。

あと、敷島地区の矢木羽湖につきましては、県のほうで平成25年と26年、2年をかけて調査をしてごさいます。まだ今の段階では市と同じように公表ができないこと、そちらについてはまた県のほうで公表ができる段階になりましたら報告をささせていただきます、市民のほうにも公表をしていきたいというごさいます。

簡単ですが以上です。よろしくごさいます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

委員より質疑がありましたらごさいます。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ここに9カ所あるうちの一番下の釜の口を除いては、ほとんどが泉の溜池から小川のところまで何らかの対応が必要こと、3カ所ぐらひは早急に必要に迫られることなんですけれども、今後の市の対応をさ見ますと、優先順位から随時調査、あるいは補強、改修工事を行うこと、優先順位というのはどういうところから、このあれですかね、位置づけというものをちょっと聞きたいですけれども。

○委員長（赤澤 厚君） 興石課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 今、順番に並べてごさいますけれども、この1の、まず泉の溜池と三島の溜池につきましては、今現在、県で進めている双葉の中山間の圃場整備がごさいますので、その中で優先的にまず、これは当初の計画から入ってごさいますので進めていくと。ただ、三島の溜池については、底地が100人ほどの地権者の名前になっているごさいます状況で、まだそれが市の管理の名前になっていないというごさいます問題はごさいますけれども、一応できれば県にも要望した中でこの2つはまず進めていくことと、あと、竜地の溜池、大久保の溜池については、これは、やはり決壊したときに下流域に住居地がすぐにあるごさいますこと、

国からもこれは優先度が高いよという指示をいただいておりますので、この竜地の溜池と大久保の溜池につきましては、平成27年度にもう少し詳細調査をして、国の補助金などを使って対応していきたいと。

その後は、この下のほうについては随時その調査をした状況で、全部のやり直しが必要なのか、補強が必要なのか、その辺を判断しながら長期計画の中で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） わかりました。

今の説明ですと、やっぱり下に人家があったり、民家、重要なところは早急にやるということであれなんですけれども、これやる、補強工事なり何らかのあれは今の説明のとおりあれなんでしょうけれども、こういうのは農業用水が一番のところですよ、目的としてはね。そんな観点から見て、大分農業する人たちも減っているとはいえ、去年、おととしの水不足なんか考えますと、こういうときは工事としては乾期にやるのか、そんなこと言っていられないということもあるんでしょうけれども、そんな点はどうでしょうかね。

○委員長（赤澤 厚君） 寺島係長。

○農林土木係長（寺島 信君） 工事の時期についてのご質問だと思うんですけれども、当然農家の方が耕作されておりますので、水を使わなくなったときの秋口以降に施工を考えております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で溜池調査結果及びハザードマップの公表についてを終了いたします。

次に、農林振興課からその他の報告がありましたら説明を受けたいと思います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 次に、委員より農業振興課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、打ち切ります。

以上で農林振興課関係のその他を終了いたします。

引き続き、次第4のその他に入ります。

委員より、その他何かありましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 事務局、その他ありますか。

松井書記。

○書記（松井恵美君） 大変お疲れさまでございます。

来週14日の火曜日の日程についてご報告いたします。

14日の火曜日につきましては、午前10時から決算審査特別委員会を行いますので、皆様のご参集をお願いいたします。

また、午後2時から甲州市塩山にございます古屋製材株式会社への視察研修を予定しております。作業着とヘルメットの着用をお願いしたいと思います。

ただ、今、大型の台風の影響が大変懸念されております。その状況によりましては、当日の朝に判断をさせていただきます。変更がある場合にはご連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時06分